

厚生労働省岩手労働局発表
令和6年3月25日

【照会先】

岩手労働局労働基準部監督課
監督課長 八重樫 祐一
主任監察監督官 渡辺 幸輝
電話 019-604-3006

報道関係者 各位

県内建設業一斉監督指導の実施結果を公表します

～ 監督指導を実施した約6割の工事現場で法違反を確認 ～

1 岩手労働局（局長 ^{あわむら} 栗村 ^{かつゆき} 勝行）では、労働災害の多発が懸念される冬季、特に年末年始における労働災害の防止に向け、「いわて年末年始無災害運動」期間中である令和5年12月1日から同月28日まで、県内7労働基準監督署が一斉に建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施しましたので、その結果を公表します。

113現場について監督指導を実施した結果、65現場（57.5%）について、法違反を確認したため、是正・改善に向けた指導を行いました。

【結果の概要】（詳細は別添1のとおり）

1 監督指導実施現場数	113 現場		
（内訳	内陸地域	51 現場	）
	沿岸地域	62 現場	
2 法違反を認めた現場数	65 現場 違反率 57.5%		
（内訳	内陸地域	25 現場	違反率 49.0%
	沿岸地域	40 現場	違反率 64.5%

2 県内建設業一斉監督指導の実施結果を受けて、発注機関・建設業関係団体（合計95団体）に対して、今後の労働災害防止対策と過重労働による健康障害（過労死等）の防止に向けた取組として、6項目の重点事項の徹底を要請しました（要請内容については別添2「要請書」参照。）

3 建設工事現場における労働安全衛生法違反については、死亡災害や重篤な災害に至る危険性が高いことから、引き続き、発注機関とも連携しつつ、建設工事現場に対する監督指導等を実施することとしています。

令和5年度 県内建設業一斉監督指導実施結果

1 監督指導実施状況

県内の監督指導実施現場数(以下「監督現場数」という。)は 113 現場で、このうち何らかの労働安全衛生法違反を認めた現場数(以下「違反現場数」という。)は 65 現場であった。監督現場数に対する違反現場数の割合(以下「違反率」という。)は 57.5%であった。

内陸地域と沿岸地域の別では、内陸地域での監督現場数は 51 現場、違反現場数は 25 現場(違反率 49.0%)、沿岸地域での監督現場数は 62 現場、違反現場数は 40 現場(違反率 64.5%)であった。

また、法違反を認めた現場のうち、危険箇所への立入禁止や作業停止、機械設備等の使用停止等(以下単に「使用停止等」という。)の行政処分を行ったのは 14 現場(内陸地域 8 現場、沿岸地域 6 現場)であった。

なお、法違反ではないが、1か月当たりの時間外・休日労働時間が、45 時間を超え 80 時間以内である現場が 3 現場(内陸地域 2 現場、沿岸地域 1 現場)、80 時間を超え 100 時間以内である現場及び 100 時間を超える現場は認められなかった。

<表 1 >

	監督現場数	違反現場数		違反率
			使用停止等	
合計	113	65	14	57.5%
内陸地域	51	25	8	49.0%
沿岸地域	62	40	6	64.5%

内陸地域は盛岡署・花巻署・一関署の管轄地域を、沿岸地域は二戸署、宮古署、釜石署、大船渡署の管轄地域を示す。

2 項目別の違反状況

項目別の法違反では、「元方事業者の講ずべき措置等(*1)」(38 現場、違反率 33.6%)が最も多くなっている。

以下、「墜落防止措置(*2)」(37 現場、違反率 32.7%)、「注文者の措置(*3)」(27 現場、違反率 23.9%)、「車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置(*4)」(21 現場、違反率 18.6%)、「作業主任者の選任・職務(*5)」(5 現場、違反率 4.4%)の順となっている。

<表 2 >

項目別違反状況	違反現場数	違反率%	使用停止等
元方事業者の講ずべき措置等	38	33.6	0
墜落防止措置	37	32.7	14
注文者の措置	27	23.9	9
車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置	21	18.6	0
作業主任者の選任・職務	5	4.4	0

1つの現場で複数の違反があった場合があるため、表1の合計と表2の違反現場数の計とは一致しない。

- *1 下請が法令に違反しないよう必要な指導を元請が行っていない等
- *2 高さ2メートル以上の足場や作業床の端に手すり等を設けていない等
- *3 下請けの労働者に使用させる原材料、設備等に必要な労働災害防止措置を行っていない等
- *4 車両系建設機械(ドラグショベル)、移動式クレーン等を使用して作業を行う場合に作業計画を定めていない、接触する危険のある箇所に立入禁止措置等を講じていない等
- *5 労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業において、作業主任者を選任していない、作業主任者にその職務を履行させていない等

3 主な違反の態様

(1) 元方事業者、注文者の講ずべき措置等

建築工事現場において、元請が、下請に違反が生じている状況であるにも関わらず、現場の掛け持ち等があり、現場には週1回程度しか来場しないなど、下請に対して安全な作業を行う上で必要な措置を取っていなかったことから是正勧告した。

建築工事現場の外部足場について、法令の認識不足により足場の躯体側各層に中さんを設けなかったほか、足場組立後の点検や、関係請負人への必要な指導を行っていない等、墜落防止措置を行っていなかったことから元請事業場に作業停止、変更措置を命令した。

(2) 墜落防止措置

高さ2メートル以上の作業場所において、作業の性質上手すり及び中さんを取り外し、そのままとなっている箇所や、躯体と足場の間隔が30センチを超えている箇所があるにも関わらず、手すり及び中さんが設けられていない箇所があり、その場で是正させた。また、躯体側に巾木等を設置するなどの墜落防止措置を行っていないため是正勧告した。

建築工事現場の外部足場について、下さん・幅木やメッシュシートが設けられておらず、躯体側は手すり・中さん等の措置が全く講じられていなかったため、使用停止及び変更措置を命令した。

(3) 車両系建設機械に係る災害防止措置

車両系建設機械を用いて作業するに当たり、主たる用途以外の使用を運転位置から離れた状態で行った。また、当該車両の自主点検や車両系運搬機械の運転経路等が示された作業計画も作成していなかったことから是正勧告した。

不整地運搬車についてエンジンを作動させた状態で運転位置から離れている、ドラグショベルによる土砂積込みに際し、誘導員を置くことなく作業員を旋回範囲内に立ち入らせるといった法違反を確認したため是正勧告した。

(4) 作業主任者の選任・職務

作業主任者を選任していたが、当該作業主任者の氏名及び職務を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知していなかったことから是正勧告した。

(5) その他

第二種有機溶剤に該当する溶剤を使用するにあたり、呼吸用保護具等の措置を講じていなかったため、下請事業場に是正勧告、元請事業場に指導票を交付した。

(参考)

1 前年同期における監督指導結果

		令和5年 12月	令和4年 12月
監督指導 実施現場数	合計	113	116
	内陸地域	51	43
	沿岸地域	62	73
違反現場数	合計	65 (57.5%)	81 (69.8%)
	内陸地域	25 (49.0%)	28 (65.1%)
	沿岸地域	40 (64.5%)	53 (72.6%)
項目別違反 状況	元方事業者の講ずべき措置等	38 (33.6%)	48 (41.4%)
	墜落防止措置	37 (32.7%)	44 (37.9%)
	注文者の措置	27 (23.9%)	31 (26.7%)
	車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置	21 (18.6%)	26 (22.4%)
	作業主任者の選任・職務	5 (4.4%)	10 (8.6%)

2 墜落制止用器具（安全帯）の使用状況

墜落制止用器具（安全帯）を使用している現場数	61
胴ベルト型墜落制止用器具（安全帯）を使用している現場数	31
フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）を使用している現場数	43

「胴ベルト型」と「フルハーネス型」の両方を使用する現場があるため、合計は一致しない。

(写) 岩労発基0321第2号
令和6年3月21日

(発注機関・建設業関係団体) 殿

岩手労働局長

建設工事現場における労働災害防止対策の徹底について(要請)

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から労働行政に対し格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩手労働局では、関係者の皆様方の御協力を得て建設業における労働災害の防止に取り組んでいるところですが、特に年末年始にかけては、慌ただしさに加えて路面凍結等の労働環境の悪化による労働災害の発生及び過重労働による健康障害(過労死等)の発生も懸念されることから、令和5年12月1日から同月28日までの間、建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施しました。

その結果、監督指導を実施した113現場のうち65現場(57.5%)で何らかの労働安全衛生法違反を認め、特に、重篤な労働災害につながりかねない墜落防止措置については37現場(32.7%)、重機との接触防止措置等の危険防止措置については21現場(18.6%)、作業主任者の選任・職務に係る法違反については5現場(4.4%)という状況が認められたところです。

また、墜落制止用器具(安全帯)を使用する61現場(胴ベルト型を併用している場合も含む)中、フルハーネス型の墜落制止用器具を導入している現場は43現場(70.5%)であり昨年度より普及したものの、より一層の普及促進を図る必要があります。

なお、時間外労働が行われていた71現場について、1か月当たり45時間以下が68現場、月45時間を超え80時間以下が3現場、月80時間を超え100時間以下はありませんでしたが、令和6年4月1日より建設業においても時間外労働の上限規制が適用されるため、引続き着実な労働時間対策を進めていくことが重要です。

つきましては、別紙1の「監督指導実施結果」及び別紙2の「建設工事現場における労働災害防止のための6項目の重点事項」についてあらゆる機会を捉えて関係事業者に周知いただくとともに、今後、貴機関・団体が実施するパトロールや研修会等の際、特に別紙2の内容を積極的に御指導いただきますようお願い申し上げます。

建設工事現場における労働災害防止のための6項目の重点事項

1 元方事業者、注文者の下請事業者に対する指導等の徹底

工事全般について大きな権限と責任を有する元方事業者が、工事現場において法令違反が生じないように下請事業者を適切に指導することにより、元方事業者と下請事業者が一体となって労働災害の防止を図ること。また、下請労働者に使用させる足場等の設備については、墜落防止措置等が常に有効な状態で使用させるよう、点検・打合せ・指示・確認等元請として講ずべき措置の徹底を図ること。

2 墜落防止措置の徹底

高さ2メートル以上の足場や作業床の端、開口部等については、手すりや囲いを設けるなど、墜落防止措置を徹底すること。特に、令和6年4月1日から本足場を使用するために十分幅がある場所(幅が1メートル以上の場所)においては、本足場の使用が義務付けられること、また、足場の点検を行う際、事業者又は注文者が点検者を指名することが義務付けられたことを踏まえ適切に管理すること。

さらに、墜落制止用器具を使用する作業においては、「フルハーネス型」の導入を推進すること。

3 建設機械による災害防止対策の徹底

車両系建設機械や移動式クレーン等を使用する場合には、あらかじめ現場の状況に適応した作業計画を作成し、当該作業計画に基づき作業を行うこと。また、「用途外使用の禁止」を徹底するとともに、作業者と重機の接触防止措置などの基本的な安全対策を確実に講じること。

4 作業主任者の選任と職務の励行

作業主任者を選任すべき作業は危険有害性が高く労働災害防止のため特に管理を必要とする作業であることから、有資格者の中から作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその職務を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行うとともに、「呼吸用保護具等の使用の監視」を行わせる等、その職務の確実な励行を徹底すること。

5 安全意識の高揚

労働災害を防止するためには、作業員一人ひとりが安全を優先した作業を徹底することが重要であることから、例えば「安全決意宣言」の活動を実施する等、作業員一人ひとりの安全意識の高揚を図ること。

6 過重労働による健康障害(過労死等)の防止

令和6年4月1日から適用される時間外労働の上限規制を踏まえ、これまで以上に施工体制の効率化を進めるとともに、長時間労働を前提とした労働慣行の見直しや、適正な労働時間の把握、時間外・休日労働の削減、睡眠等十分な休息時間の確保、ノー残業デーの設定など、労働者の健康を守る取組を確実に推進すること。

(「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に基づく「週休二日制」等を考慮した工期の設定など)